

法令適用事前確認手続 回答書

平成25年7月12日

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成25年6月17日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

一般的に、基礎試錐業務は、採掘過程で採取する試料等から地下情報を調査することを目的とするものであり、建設工事の完成を目的とするものではないため、当該業務は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の適用対象とはならないと解されるが、照会のあった事実については、判断の基礎となる事実関係に関する情報が不足しているため、回答は困難である。

2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

一般的に、建設工事の請負契約においては、建設工事の完成が契約の目的であり、当該工事により建設される土木工作物や建築物の完成に対して報酬が支払われることとなる。一方、一般的な基礎試錐業務についての委託契約においては、報酬の支払い対象である契約目的物は、工事により完成した坑井ではなく、坑井を採掘する過程で採取された試料等を分析して得られた地下情報等の調査結果であるため、当該業務は建設工事の完成を請け負う営業、すなわち建設業ではなく、建設業法の適用対象とはならない。

照会のあった事実については、坑井の掘削自体は同法別表第一の「さく井工事」に該当すると解されるが、契約の目的が明示されていないため、当該業務が建設工事の完成を請け負う営業に該当し、同法第3条第1項の適用対象となるか否かは判断できかねる。